

# SMBC (CHINA) NEWS



SMBC  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

2018年6月14日

## 税関総署、積荷目録の情報管理を強化

税関総署は2017年11月21日付で、《海運・空輸による出入国運輸手段・積荷目録の監督管理調整関連事項に関する公告》（税関総署公告2017年第56号、以下「本公告」）を公布し、2018年6月1日より実施しています。

本公告は、全国通関一体化改革の推進、安全な参入・リスク防止コントロールの実施を目的として、輸出入に際して税関への事前報告が義務付けられている積荷目録（マニフェスト）に対する監督管理事項などを調整しています。主な内容は以下の5項目です。

- 海運貨物に対する船積24時間前までの積荷目録の情報報告義務など、情報報告期限を厳格に管理
- 積荷目録の記入項目を変更し、荷受人/荷送人コードなど、主要データの記入必須事項を追加
- 荷受人/荷送人/着荷通知先コードなどの記入法を規範化し、「コード略称+企業コード」に規定
- AEO事業者に対する記入項目を追加し、企業の信用管理向上を奨励
- 「貨物概要説明」に対して「ネガティブリスト」管理を行い、記述内容を細分化

### ◆ 積荷目録の情報報告期限の厳格化

税関は、積荷目録の情報報告時間が税関の規定期限内であるか否かをシステム上で自動的に検証します。報告期限については、《税関出入国運輸手段積荷目録監督管理弁法》（税関総署令第172号）にて規定されています。

定義	積荷目録情報の報告期限（税関総署第172号令）	
	主要データ	その他データ
<b>【原始積荷目録】（輸入マニフェスト）</b> 積荷目録送信者が税関に送信する <u>入国運輸手段</u> の積載貨物・物品・乗客の情報が記載された積荷目録	（海運）コンテナ船は <u>船積の24時間前</u> 、非コンテナ船は <u>国内の第一目的港への到着24時間前まで</u> （空輸）航程が4時間以下の場合は <u>航空機の離陸前</u> 、4時間超の場合は <u>航空機の国内第一目的港への到着4時間前まで</u>	積荷目録送信者は、入国貨物・物品の仕向港への到着前に税関に原始積荷目録の <u>その他データ</u> を送信しなければならない
<b>【預配積荷目録】（輸出マニフェスト）</b> <u>出国運輸手段</u> の積載予定貨物・物品・乗客の情報が記載された積荷目録	出国運輸手段で貨物・物品を積載予定の場合、積荷目録送信者は <u>貨物・物品の申告手続前</u> に税関に預配積荷目録の <u>主要データ</u> を送信しなければならない	（海運）コンテナ船は船積の24時間前まで、非コンテナ船は貨物・物品の積載開始の2時間前まで （空輸）航空機の貨物・物品の積載開始の4時間前まで

※ 輸入/輸出積荷目録の情報報告時間とは、税関による原始/預配積荷目録の主要データ受領時を指す

# SMBC (CHINA) NEWS



## ◆ 積荷目録の記入必須項目の追加

本公告は、海運・空輸の積荷目録の情報報告の要求を調整し、荷受人/荷送人コード・積地/荷場地コード・荷送人の連絡先など、積荷目録の記入必須項目を新たに追加しました。

		本公告				2010年70号公告（本公告により廃止）			
		海運主要データ	海運その他データ	空輸主要データ	空輸その他データ	海運主要データ	海運その他データ	空輸主要データ	空輸その他データ
<b>原始積荷目録</b>									
24	積地コード	必須	--	必須	--	*	必須	*	必須
42	荷受人コード	必須	--	必須	--	*	必須	*	必須
54	荷送人コード	必須	--	必須	--	*	選択	*	選択
61	国家コード	必須	--	必須	--	*	選択	*	選択
62	荷送人の連絡先	必須	--	必須	--	*	選択	*	選択
63	通信方式分類コード	必須	--	必須	--	*	選択	*	選択
<b>預配積荷目録</b>									
18	荷場地コード	必須	--	必須	--	*	選択	*	選択
42	荷受人コード	必須	--	必須	--	*	必須	*	必須
54	荷送人コード	必須	--	必須	--	*	選択	*	選択
62	荷送人の連絡先	必須	--	必須	--	*	選択	*	選択

※ (1) 必須：記入必須、(2) 選択：記入可、(3) --：未記入可、(4) \*：対応するその他データ欄の記入条件に基づき、主要データの報告時にまとめて事前報告可

## ◆ 荷受人/荷送人/着荷通知先コードの記入方法の明確化

積荷目録の記入項目である荷受人/荷送人/着荷通知先コードについて、国内企業は統一社会信用代码、国外企業は《企業コード類型一覧表》（本公告添付文書40）のコードが適用されます。なお、本コード類型が適用できない場合、所在国家・地区の法定企業登記コードを記入します。

### 中国企業（USCIがない場合はOCを記入）

#### 記入方法

- |  |         |
|--|---------|
| (1) USCI (UNITED SOCIAL CREDIT IDENTIFIER、統一社会信用代码18桁) | USCI+番号 |
| (2) OC (ORGANIZATION CODE IN CHINA、組織機構コード9桁)          | OC+番号   |

### 日本企業（以下のいずれかを選択）

#### 記入方法

- |   |           |
|---|-----------|
| (1) CIK (CENTRAL INDEX KEY)             | CIK+番号    |
| (2) LEI (LEGAL ENTITY IDENTIFIER)       | LEI+番号    |
| (3) 国税庁指定の法人番号 (CORPORATE NUMBER 13桁) ※ | 9999+法人番号 |

※ 2017年10月より税関への輸出入申告には国税庁の「法人番号」の記入が必要

# SMBC (CHINA) NEWS



**SMBC**  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

## ◆ AEO 事業者の選択記入項目の追加

中国の税関は「AEO (Authorized Economic Operator) 制度」に取り組んでおり、関連国際条約・協定などに基づき、他の国家・地区の税関とAEO相互承認を行っています。認定を受けたAEO事業者は、2018年3月の税関総署第237号令\*に基づき利便的措置が図られます。本公告は、積荷目録のデータ項目に荷受人/荷送人のAEOコードを新たに追加し、企業の信用管理向上を奨励しています。

※ SMBC (CHINA) NEWS 【2018】 23号ご参照。弊行ホームページに当 NEWS バックナンバーを掲載しております。  
([http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html))

		本公告				2010年70号公告 (本公告により廃止)			
		海運主要データ	海運その他データ	空輸主要データ	空輸その他データ	海運主要データ	海運その他データ	空輸主要データ	空輸その他データ
<b>原始積荷目録</b>									
101	荷受人AEO企業コード	選択	選択	選択	選択	N/A	N/A	N/A	N/A
102	荷送人AEO企業コード	選択	選択	選択	選択	N/A	N/A	N/A	N/A
<b>預配積荷目録</b>									
101	荷受人AEO企業コード	選択	選択	選択	選択	N/A	N/A	N/A	N/A
102	荷送人AEO企業コード	選択	選択	選択	選択	N/A	N/A	N/A	N/A

※ N/A : 該当項目なし

## ◆ 「貨物概要説明」の「ネガティブリスト」管理

税関は、積荷目録の「貨物概要説明」の記載方法に対して、ネガティブリスト管理を実施します。本公告添付文書39は不適切/適切な表記例を列挙しており、貨物の材質や用途などの具体的な記述が必要となります。条件に合致していない場合、税関は自動返却処理を行います。具体例は下表の通りです (一部抜粋)。

Non Acceptable (申告非受理) ネガティブリスト一類	Acceptable (申告受理可)
× Apparel (衣類)	○ Dresses (ドレス)
× Appliances (電気器具)	○ TV set (テレビ)
× Meat (肉)	○ Meat of swine (豚肉)
× Mineral Products (鉱産物)	○ Edible salt (食塩)
× Oil (油)	○ Lubricating oils (潤滑油)

本公告添付文書につきましては、当局ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/747050/index.html>

以上

**SMBC (CHINA) NEWS**

**SMBC**  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**ご照会先**

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199  
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 15 階 15T21 室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781  
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北樓 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080  
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大廈 16 樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大廈 8 樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500  
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699  
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301  
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大廈 4 樓-A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599